

**留学生学習奨励費 語学要件について**  
(留学生別科に正規生として在籍する学生を除く)

語学能力の水準が以下の①、②いずれかの水準に該当する者

① 日本語能力

- 日本語能力試験 (JLPT) において N2 レベル以上に合格した者
- 日本留学試験 (EJU) の日本語科目 (読解、聴解及び聴読解) の得点が 200 点以上である者
- 機構が別に認める語学水準以上である者
  - ・BJT ビジネス日本語能力テスト : 400 点以上である者
  - ・日本語を主言語として後期中等教育 (高校レベル) において 3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
  - ・日本語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
  - ・その他の日本語の語学試験の成績により、JLPT の N2 相当以上の日本語能力を有していると書面から判断できる者 (試験実施団体の示す対照表等により JLPT の N2 レベル以上と確認できる者)

② 英語能力

- CEFR (Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching, assessment) において B2 レベルと認められる者
    - ・TOEFL iBT 72 点以上、IELTS 5.5 以上、TOEIC L&R 785 点以上等
- 文部科学省発表「各資格・検定試験と CEFR との対照表※」において、CEFR と各種語学試験等のスコアとの対照表を参照の上、語学力が CEFR B2 レベル以上であること。
- ※[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/03/1402610.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/1402610.htm)
- ・英語を主言語として後期中等教育 (高校レベル) において 3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
  - ・英語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者